

II-4. 各加盟国の実施検討状況（ポーランド）

(1) 基礎情報（ポーランド）

① 農業概要（ポーランド）

ポーランドは国土のうち農村地域が 85%を占め、農業地域が 52%を占める農業大国である。農村部には人口の約 38%にあたる約 1,500 万人が居住している。農業により国内総生産 (GDP) の約 4 分の 1 を生み出し、農林水産業の GDP への貢献額 (GVA) は EU 平均の 2 倍となっている。

ポーランドの農業は小規模農家をはじめとした農場の多様性によって特徴づけられる。経済規模の小さな農家の比率が高いことから作物の多様性が高く景観が複雑となっているため、自然的価値の高い農地が多くなっている。経済面・社会面で重要であるだけでなく、ポーランド農業は環境面でも重要な役割を果たしている。

EU 諸国では 4 番目に広い 1,450 万 ha の農地面積を有するが、共同体を形成せず家族経営を行う傾向があり、5ha 未満の農家が過半数を占めている。小規模農家の特性から、労働生産性が低いことが課題となっている。主要部門は酪農、家畜、家禽生産（特に豚）等である。中でも、畜産部門やたんぱく源作物やトマト、イチゴ等の園芸作物に支援が必要されている。

① EU 加盟国での立ち位置（ポーランド）

ポーランドの CAP 予算割当は、フランス、ドイツ、スペイン、イタリアに次いで 5 番目に多く、東欧では最も多く割り当てられている。

表 II-4-1 2021 年 CAP の予算割当 (ポーランド)

(百万ユーロ)

	EAGF (2021-2027年)	EAFRD (MFF) (2021-2027年)	EAFRD (NGEU) (2021-2022年)	合計	割合
ベルギー	3,467.4	597.9	48.2	4,113.5	1.1%
ブルガリア	5,853.6	2,037.6	201.9	8,093.1	2.1%
チェコ	6,034.2	1,871.7	185.5	8,091.4	2.1%
デンマーク	6,038.6	548.3	54.3	6,641.2	1.7%
ドイツ	34,706.4	7,888.2	709.6	43,304.2	11.2%
エストニア	1,354.1	635.6	63.0	2,052.7	0.5%
アイルランド	8,304.4	2,250.4	189.7	10,744.5	2.8%
ギリシャ	14,970.5	4,021.9	365.3	19,357.7	5.0%
スペイン	37,422.3	7,801.7	717.7	45,941.7	11.9%
フランス	54,815.1	10,539.0	866.8	66,220.9	17.1%
クロアチア	2,610.5	2,146.9	201.7	4,959.1	1.3%
イタリア	27,945.2	9,748.1	910.6	38,603.9	10.0%
キプロス	366.0	171.7	11.5	549.2	0.1%
ラトビア	2,409.5	848.5	84.1	3,342.1	0.9%
リトアニア	4,058.6	1,411.7	139.9	5,610.2	1.5%
ルクセンブルグ	229.4	88.9	8.8	327.1	0.1%
ハンガリー	8,928.0	3,010.3	298.3	12,236.6	3.2%
マルタ	32.3	144.3	8.8	185.4	0.0%
オランダ	5,023.7	529.1	52.4	5,605.2	1.4%
オーストリア	4,845.5	3,755.2	344.4	8,945.1	2.3%
ポーランド	21,682.1	9,532.1	944.7	32,158.9	8.3%
ポルトガル	5,468.1	3,903.4	353.5	9,725.0	2.5%
ルーマニア	13,991.9	6,983.3	692.1	21,667.3	5.6%
スロベニア	959.2	795.6	73.3	1,828.1	0.5%
スロヴァキア	2,847.5	1,870.9	163.2	4,881.6	1.3%
フィンランド	3,636.8	2,560.3	209.3	6,406.4	1.7%
スウェーデン	4,807.0	1,530.1	151.6	6,488.7	1.7%
その他	8,280.6	218.6	20.2	8,519.4	2.2%
合計	291,088.7	87,441.3	8,070.5	386,600.5	100.0%

※NGEU=NextGenerationEU

(出所) 欧州委員会ウェブサイトより作成

2023-2027 年の予算総額は第一の柱で約 173 億ユーロ、第二の柱では国内融資を含め約 79 億ユーロとなっており、予算総額は 251 億 2,500 万ユーロである。EU では第一の柱と第二の柱間の移転は 25%まで許容されており、CAP で定められる環境目的(第 6 条第 1 項 e,f,d)を満たすことを目的に利用される場合には、更に 15%まで移転が許容されている(第 103 条)。ポーランドはフランス及びドイツとは予算移転の方針が異なり、第二の柱から第一の柱へ予算を移転しており、EAFRD 資金の 30% と思い切った予算移転をしている。同国はフランス・ドイツと異なり直接支払いを通じて CAP の環境目的(第 6 条 1-e,f,d)を満たす方針であると考えられる。同国は小規模農家が多いため、農家の収入に直結している直接支払を重視したことによるものと推察される。

移転後の予算は、第一の柱は 173 億 2600 万ユーロ、第二の柱は国内協調融資を含み 77 億

9,900 万ユーロとなっている⁴⁷。このうち、エコスキームの予算は直接支払の 1/4 を占める 43 億 3,168 万ユーロとなっている。

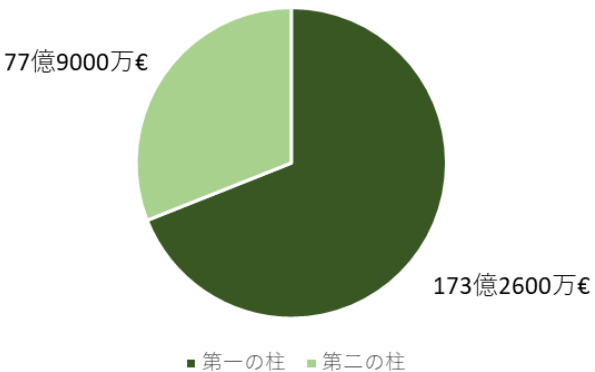


図 II-4-1 ポーランドの CAP 戦略計画における予算の割合

(出所)ポーランド CAP 戦略計画より作成

ポーランド農業食糧経済研究所によると、現在、CAP による補助金は農業所得の 50%程度を占めているが、農業者は気候変動対策に重きを置いた農業政策に適応する準備はできていないと思われる。これまで以上の管理コストや書類作成等により、農業の収益性が低下することが懸念されている。ポーランドの農産物の主要な輸出先である第三国ではグリーン農業への関心が薄く、このような取り組みは付加価値とはならないと思われ、ポーランドの農産物の国際市場での競争力が弱まることが懸念されている。

表 II-4-2 ポーランド CAP 戦略計画における第一の柱予算 (年度毎)

会計年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	総額
直接支払の年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
初期配分	—	3,092,416,671	3,123,600,494	3,154,784,317	3,185,958,140	3,185,968,140	15,742,73,762
EAFRD からの移転	—	396,000, 462	396,000, 462	396,000,462	396,000,462	該当なし	1,584,001,848
移転後	—	3,488,417 133	3,519,600,956	3,550,784,779	3,581,968,602	3,185,968,140	17,326,739,610

中小規模の農場に対する支援のよりバランスのとれた配分を促進するために、300ha までのすべての農場は、最初の 30ha では 40 ユーロ/ha の追加的な再分配支払いを受領すること

⁴⁷ CAP 戦略計画内の予算項目の記載に誤記があり、欧州委員会からも指摘が入っているため、内訳については今後修正されたものを参照する

ができる。2023 年から 2027 年の間に、ポーランドは 20 億ユーロをこの目的に充てる予定である。これは直接支払予算のほぼ 12%に相当する。

(2) CAP 戦略計画概要（ポーランド）

① 検討経過（ポーランド）

ポーランドの CAP 戦略計画案は 2021 年 12 月 22 日に提出された。欧州委員会のオブザベーションレターによる指摘を受けた修正版が 2022 年 7 月 15 日提出され、2022 年 8 月 31 日に承認された。

優先項目として小規模農家のサプライチェーン強化、若手農家への支援、有機農業や環境投資の向上等が挙げられている。ポーランドでは 50ha 以下の中小規模農家が農業者全体の 97%を占めていることから、戦略計画においても中小規模の農業支援に焦点が当たっている。中小規模の農家であっても少なくとも EU の平均レベルの支援が受けられるスキームとなっており、特に直接支払いにおいて 30ha 程度の規模の農家が最も効率的に支援を得られるよう設計されている。一方、300ha 以上の大規模農場への支援は相対的に削減される。ポーランドにおいて家族農場（Gospodarstwo rodzinne）は農業所有地が 300ha を超えない農場として定義されており⁴⁸、300ha を上限とした支援が行われているものと考えられる。

CAP 戦略計画の議論中、欧州委員会は第二の柱の予算を削り重点的に農民の所得強化を行っていることに対し懸念を示し、国内農家の競争力や組織化、近代化に関しより野心的な目標を立て対策すべきではないかと述べていた。当初は現在の予算額よりも第二の柱からの移転額が大きく設定されていたが、移転の上限が設けられたことにより第二の柱への移転額は減少した。

② 予算概要（ポーランド）

1) 2021 年 CAP 予算(ポーランド)

ポーランドには、EU 予算として第一の柱（EAGF）に 157 億ユーロ、第二の柱（EAFRD）に約 66 億ユーロが割り当てられている。ポーランドは、より農業者の収益に直結する直接支払を優先し予算を振り分けており、フランス・ドイツと異なり第二の柱から第一の柱に約 16 億ユーロを振り向けている。

⁴⁸ kształtowaniu ustroju rolnego（2003.4.11）Article5(2a)にて規定

表 II-4-3 ポーランドの予算移転額

	予算移転前		移転		予算移転後	
	第一の柱 (EAGF) - 直接支払割当	第二の柱 (EAFRD)	EAGF→EAFRD	EAGF←EAFRD	第一の柱 (EAGF) - 直接支払割当	第二の柱 (EAFRD)
フランス	36,425,002,685	7,297,200,350	✓ 2,194,242,000		34,230,760,685	10,039,187,350
ドイツ	24,578,477,295	5,461,798,690	✓ 2,384,112,297		22,194,364,998	8,239,166,987
ポーランド	15,742,737,762	6,600,007,695		✓ 1,584,001,848	17,326,739,610	4,700,585,847

(出所) CAP 戦略計画実施規則 (C(2022) 6012 FINAL, C(2022) 8273 FINAL, C(2022) 6018 FINAL) 附属書より作成

③ 受給要件（ポーランド）

2021 年 CAP では 2013 年 CAP と比較して、加盟国の裁量が大きくなったことが主要な改善点の一つであると言える。

1) コンディショナリティ

GAEC

欧州委員会の指摘を受けていくつかの GAEC 基準について変更された。例えば GAEC5 の土壌侵食の低減に関しては、当初 20%以上の傾斜地を対象としていたが 14%と変更され、土壌を侵食から守るために管理する面積が当初想定より拡大している。一方、GAEC7,8 における 10ha 以下の耕地に対する免除規定は欧州委員会から免除対象となる耕地が多い可能性について指摘があったものの、そのままの運用としている。

そのほか、大規模な炭素吸収源である湿地と泥炭地の保護が強化され、水路沿いの緩衝地帯ではあらゆる種類の肥料や植物保護製品の使用が制限される。生物多様性の維持と回復のため、農場の耕地の 4%を非生産的用地に充てる。

表 II-4-4 各 GAEC 概要（ポーランド）

番号	対象	概要
GAEC1	永久牧草地の量(基準年 01/01/2018)	2018 年※と比較し永久草地の割合が 5%以上の減少とならないこと ※2018 年度値は 18.33%
GAEC 2	適切な保護 湿地・湿原、転換禁止	土壌データベースの更新を 2023 年まで行う。2025 年より、現在農地に位置するまだ耕地に転換されていない泥炭地および耕地に転換されていない非泥炭湿地の農地転換を禁止する。有機物含有量が 30%以上であり 40cm 以上の深さの有機土壌を有する土地の保護を目的とする。 ※欧州委員会からは 2024 年から要件として実施可能ではないかと指摘を受けていた。
GAEC 3	焼却禁止	農地の野焼きの禁止 一方、例えばバクテリアやウイルスが検出された場合等は許可されるケースがある（ジャガイモ、トマト等）。
GAEC 4	水質への影響	緩農業投入物からの有機・無機成分を含む水の流出を遅らせるため水源と肥料を使用するエリアの緩衝地帯を 3m に設定し、緩衝地帯では肥料の使用を禁止する。
GAEC5	浸食低減・土壌管理	14%以上※の斜度にある耕地について以下の制限を設ける 1. 畝を必要とする作物を耕作してはならない 2. 秋から冬にかけて（11/1-2/15）休閑地としてはならない これらの耕地では、多年生作物や果樹等一年生でない植物を耕作することにより植生そのものやマルチによる土地の被覆が維持されている必要がある。 ※欧州委員会の指摘を受け、20%➡14%に修正
GAEC 6	最低限の土地被覆	秋から冬にかけて（11/1-2/15）、80%※の耕地について被覆が維持されている櫃ようがある。果樹等の永年性作物については、秋から冬にかけて（11/1-2/15）は全ての耕地において被覆が維持されている必要がある。 耕地の 30%※修正前の設定値は 30%であった
GAEC 7	輪作農地	2023 年度、ポーランドは GAEC7 が免除されている 10ha 以下の耕地に関しては GAEC7 が免除されている。 10ha 以上の耕地については、以下の条件を満たすことが求められる 1. 耕地に 3 つ以上の作物が栽培されていること。また、主要な作物の栽培面積が耕地の 65%以下であり、2 つの作物の栽培面積を合わせても栽培面積の 90%以下であること。 2. 耕地の少なくとも 40%で毎年異なる主要作物が栽培されていること。 <注意点> ・全ての耕地で同じ主要作物を 3 年以上栽培することはできない。 ・上記の条件を満たすにあたり、輪作される作物は主要作物の収穫から少なくとも 8 週間以上耕地内に作物が維持されることが必要である。 ・これらの規則はソラマメ、牧草およびその他の草本の飼料作物、小粒のソラマメと牧草の混合物、休閑地および多年生作物等、土壌の改善および維持に有益な作物には適用されない

番号	対象	概要
GAEC 8	非生産的用地 (生産的中間作物/マメ科作物なし)	2023 年、ポーランドは休耕地義務の特例を利用し、トウモロコシ、大豆、短伐期の雑木林については適用が除外されている。 10ha 以下の耕地に関しては GAEC8 が免除されている。 【景観要素の保存】樹木、自然記念物、100 m² までの池、幅 2 m までの水路の保存 【鳥類の繁殖・育成期間における生け垣・樹木の剪定の禁止】4 月 15 日～7 月 31 日までの生垣・樹木の剪定の禁止（果樹、柳、短伐期の雑木林は除く） 【生産が行われていないエリア/施設、又は殺虫剤を使用せずに栽培された窒素作物に使用される耕地面積の最小割合】 以下のいずれかの対応が求められる 1. 非生産的な施設又はエリアの場合を最低 4%確保する - 又は 2. 輪作作物又は窒素固定作物が栽培されている場合は少なくとも 7%の耕地を確保し、そのうち少なくとも 3% が非生産エリア/施設又は休耕地である必要がある 前項と同様 1
GAEC 9	転換の禁止 Natura 2000 地点での 永年牧草地の耕起	Natura 2000 地域にある永年草地に指定された地域の転用又は耕作の禁止

社会的コンディショナリティの動向

2022 年 8 月 31 日に承認された CAP 戦略計画では記載なし

2) 受給者の定義

農業活動、農地、農業活動に使用される土地（適格ヘクタール）等に関する定義を CAP 戦略計画内で定義する必要がある。また、直接支払いを受給可能な農業者として、営農実績のある農業者（Active Farmer）、新規就農者（new farmer）、青年農業者（young farmer）に関する定義も定める必要がある。

土地に関する定義

適格ヘクタールに関する定義は以下のとおりである。

- 対象となる土地は、支払申請書が提出された年の 5 月 31 日に農家が保有しているものでなければならない。
- 直接支払を申請する農家は、直接支払を請求する土地の所有権を保持していなければならない。リース契約等法律で許可されている全ての形式が許容されている
- 直接支払が認められる可能性のある土地は、支払の申請日から該当年の年末まで、全てのコンディショナリティを満たさなければならない
- 農業保有地内の非農業活動にも使用されている土地については、以下の 4 つの条件を満たす場合、適格とみなされる可能性がある。
 1. 強度 (非農業活動の活動強度は農業活動よりも低いこと)
 2. 自然(非農業活動の性質が農業活動に影響しないものであること),
 3. 期間(非農業活動の期間が生育期の農業活動と一致しないこと)
 4. スケジュール (非農業活動が農業活動のスケジュールや手順を妨げないこと).

また、「耕地」について、生産が行われない場合、少なくとも 1 種類以上の望ましくない植生を除去するための農作業を行う必要がある。

農業者に関する定義

「営農実績のある農業者」(Active farmer) は、少なくとも農業活動からの収入が農場の総収入の少なくとも三分の一を占めること、又は年間の直接支払額が総営業収益の 5%以上であることを示すことが必要である。

「青年農業者」は、支払の初年度に 40 歳以下であること、支援開始時に商業活動を 5 年以上行っていないこと等が条件となっている。さらに、3 年以上の農業者としての職業経験又は中等教育を受けていることが必要である。「Nowy rolnik」(A new farmer、新規就農者) について項目は設けられているが、項目内に記載はない。

④ 直接支払（ポーランド）

ポーランドは、直接支払による農業支援は自由な投資決定を促すことができ農民にとつ

での利便性が高く、環境への寄与を減らすものではないとの見解を示しており直接支払の予算を確保した。

表 II-4-5 ポーランドにおける直接支払いの予算配分（ユーロ）

直接支払（EAGF）		義務/任意	最低拠出 比率	想定額	比率
デカブル支払	基礎的所得支持	義務		8,204,634,920	47.35%
	小規模農業者一括支払	任意		0	0%
	補完的所得再分配支持	義務	10%	2,004,097,387	11.57%
	補完的青年農業者所得支持	任意		185,311,281	1.07%
	エコスキーム （気候、環境、動物福祉のためのスキーム）	義務	25%	4,331,684,902	25%
カップル支払	カップル所得支持	任意	13%以下	2,599,010,941	15%
	綿花特定支払	ブルガリア、ギンヤ、 スペイン、ポルトガル のみ義務	13%以下	0	0%
直接支払割り当て総額				17,326,739,610.00	100%

（出所）ポーランド CAP 戦略計画（2022 年 8 月 31 日承認）より作成

1) 基礎的所得支持

基礎的所得支持については、2023 年から 2027 年に直接支払の 47.36%に相当する 82 億 660 万ユーロが割り当てられ、年平均 16.74 億ユーロの支出が計画されている。単位面積（1 ha）当たりの支払額は、2023 年から 2026 年の平均では 118 ユーロ、最大で 130 ユーロとなる見込である。ポーランドの農地の平均面積は 11ha であるため、平均的な農場では約 1,300 ユーロが支払われる計算となる。

2) 補完的所得再分配支持

300ha までの農場を持つ農業者は、保有農地のうち 30 ha について 40 ユーロ/ha の追加的な所得支持を受けることができる。2023 年から 2027 年の間に補完的所得再分配支持に 20 億ユーロ、年平均では約 4 億ユーロが充てられる予定であり、これは直接支払い予算の約 12%に相当する。ポーランドは 300ha 以上の農場は相対的に受取額が少なくなる。

3) 補完的青年農業者所得支持

青年農業者への補完的な所得支持については、農地面積の制限なく支援を受けることができる。青年農業者所得支持には年平均で 3,800 万ユーロの予算が予定されている。2023 年から 2026 年までの単位面積（1ha）当たりの支払額は、61 ユーロとなり基礎支払の約 50% 程度となる見込である。

4) 小規模農業者一括支払

採用なし

5) エコスキーム

ポーランドの戦略計画では、直接支払におけるエコスキームは 2023 年から 2027 年の間で約 40 億ユーロが割り当てられている。直接支払の 25%がエコスキームに割り当てられており、最大 900ha の農地に適用される可能性があるとされている。また、第二の柱における環境・気候等管理誓約では、農業・環境・気候変動への介入のために約 80 万 ha が適用される可能性がある。ポーランドは、前 CAP では基準以上の環境対策は約 140 万 ha で行われていたことを考慮すると、気候変動対策を実施する農地は著しく拡大すると見込まれる。

表 II-4-6 ポーランドにおけるエコスキーム施策（ユーロ）

施策名	予算
蜂蜜を生産する植物のある地域	398,488,700
カーボンファーマーミング	2,777,249,380
永年草地における貯水	97,262,550
動物福祉	1,376,964,819
一貫した植物生産システム	40,522,078
作物の生物学的保護	2,197,550

蜂蜜を生産する植物のある地域

ポーランドは農地の多様性に特徴があるが、生物多様性の保護にも力を入れている。生物多様性はミツバチや他の花粉媒介者に依存しており、エコスキームにおいてもミツバチを保護し生物多様性の損失の阻止と回復に貢献することを目指したものである。農家は特定地域に少なくとも 2 種の蜂蜜を生産する植物を混合して播種することにより支援を受けることができる。これらの蜂蜜植物地域は、8 月 31 日まで農業生産に使用してはならず、植物保護製品で処理してはならない。2023 年から 2027 年の間に年間約 3 万 ha の面積で支援が行われる想定である。

カーボンファーマーミング

ポーランドのエコスキームの特徴として、カーボンファーマーミングが組み込まれている。ポイント制で実施されることとなっており、各活動（プラクティス）に応じて適切なポイント数が割り当てられる。1 ポイント＝22.47 ユーロ（100 PLN）となる見込である。各プラクティスの点数は、以下のとおり。

表 II-4-7 カーボンファーマーミングにおいて規定されているプラクティス一覧

プラクティス名	点数
永年草地における粗放的放牧管理	5
冬季作物/中間作物の栽培	5
施肥計画	1 or 3
塗布後12時間以内の耕地への肥料の混ぜ込み	2
耕地と永年草地への液肥の散布	3
多用な作物構成	3
簡易農法	4
土壌への藁のすきこみ	2

「永年草地における粗放的放牧管理⁴⁹」および「冬季作物/中間作物の栽培」に高い点数が割り振られている。「永年草地における放牧管理」では、永年草地における家畜の放牧密度を 0.3-2 頭/ha として管理を行うことが求められている。「冬季作物/中間作物の栽培」では、10 月 1 日から翌年 2 月 15 日の間に、播種していない小粒の豆作物又は小粒の豆作物を主作物とする混合作物、又は少なくとも 2 種の混合作物からなる冬期に収穫を行う作物を栽培し、冬季に植物の維持に努めることが求められる。また、11 月 15 日以前のマルチング⁵⁰は不可となっている。

適用条件として、最高得点の農法（5 点）を 25%の農地で実施した場合と同等以上の点数を得られていることが必要である。例えば、10ha の農地であれば、 $10 \text{ (ha)} \times 5 \text{ (ポイント)} \times 0.25 = 12.5$ となるため、12.5 ポイント以上を獲得していることが必要である。農家はこの最低点数をどのプラクティスで達成しても良いこととなっている。

永年草地における貯水

生育期に洪水が発生した地域において、貯留池とすることを目的に永年草地を利用できるようにした農家に対し支払いが行われる。5 月 1 日から 9 月 30 日までの間に該当の永年草地で洪水が起こり、土壌が 80%以上の水分を保持した期間が 12 日以上あることが支払条件である。

⁴⁹ 原文英訳「Extensive use of three-point linkage with livestock」

⁵⁰ 植物の株元を資材等で覆うこと

動物福祉

動物福祉の文脈では、より野心的な目標設定を求めるオブザベーションレターのコメン
トを受け、エコスキームの下での動物福祉の向上施策に割り当てられた予算は約 14 億ユー
ロ、2023 から 2027 年の年間平均では約 2 億 7,500 万ユーロ/年と当初予算より倍増した。エ
コスキームでは、以前は制限されていなかった新しい慣行（飼育面積 50%増、敷料の維持
等）の追加が合意された。また、支援対象として豚、牛、羊に加えて、鶏（採卵用、ブロイ
ラー）、七面鳥、馬、肉牛、ヤギに対象が拡大した。エコスキームにおける動物福祉施策は、
カーボンファーミング施策同様ポイント制度に基づいて実施され、1 ポイント=22.47 ユー
ロ（≒100 PLN）となる見込である。支給の前提条件として、家畜を拘束していない状態で
建物の中で少なくとも 20%以上の生活空間を提供しなければならない。乳牛の場合は例外
的に、生育期間中に放牧を実施することで条件を満たすことができる。

また、農場に放牧設備等を整備し畜舎の空気循環条件を改善するための支援として、公的
資金により 3 億ユーロが拠出される。

一貫した植物生産システム

認証機関の作物生産の方法論に従い、適切な輪作の適用や除草剤の仕様に代わる処理、生
物多様性への配慮等を行って特定の作物を栽培するものである。

作物の生物学的保護

微生物を活性物質として含む植物保護製品を特定の作物に適用するものである。

⑤ 農村振興（ポーランド）

第二の柱のうち、EAFRD 財源から支持される農村振興政策については、環境・気候等管
理制約に対して予算配分を実施している。ポーランドでは、小規模な農地が多いことに由来
する農地の多様性を活かした施策が多く行われている。農業・気候対応においても生息地の
保護や伝統品種の栽培等が組み込まれており、中小規模農業者に少ない負担で多くの予算
を配分することを目指しているとみられる。

表 II-4-8 ポーランドにおける第二の柱の各施策への予算配分

EAFRD予算	施策名	条項	割当額（ユーロ）	比率
農村振興策	環境・気候等管理誓約	70	1,095,484,759.75	23.3%
	自然等地域固有限制	71	962,000,000.00	20.5%
	義務的要件による地域固有の不利	72	-	0.0%
	投資（灌漑を含む）	73,74	1,385,630,822.37	29.5%
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75	315,113,100.00	6.7%
	リスク管理施策	76	58,249,281.00	1.2%
	協同(LEADER等)	77	585,535,499.90	12.5%
	知識交換・情報普及	78	110,548,950.00	2.4%
技術支援			188,023,433.88	4.0%
総計			4,700,585,846.90	100.0%

（出所）CAP 戦略計画実施規則各国附属書より作成

1) 環境・気候等管理制約

環境・気候等管理制約として、Natura2000 地域であるかどうかを問わず、生息地と絶滅危惧種の保護に予算が割り当てられている。また、自然保護区における永年草地や、樹齢 15 年以上の伝統的な果樹品種の果樹園の保存、耕地の生物多様性の推進等に予算が割り当てられている。加えて、植物・動物の遺伝資源の保全にも支払が行われる。

2) 知識交換・情報普及

農業知識イノベーションシステム（AKIS）の拡大・強化や、農業生産性と持続可能性のための欧州イノベーションパートナーシップ（EIP-AGRI）の運営グループの設立を促進することが計画されている。

農村地域のニーズの多くは、欧州地域開発基金（ERDF）等の他の EU の手段や、各国のイニシアティブによって対処されており、ポーランドでは 2025 年までに農村地域のブロードバンド普及率を 87%にすることを想定している。

(3) その他（ポーランド）

1) 農家参加促進のための取組

若手農家への支援、LEADER 施策、小規模農家のサプライチェーン強化支援等が重点的に行われる。当初の計画案より、オブザベーションレターの指摘を受けて動物福祉に予算が割かれる形となった。